

諮問日：平成28年12月14日（平成28年度（情）諮問第14号）

答申日：平成29年4月28日（平成29年度（情）答申第1号）

件名：東京高等裁判所において特定の裁判官を口頭注意処分した際に作成した文書の不開示判断（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

東京高等裁判所が平成28年6月21日付けで特定の裁判官を口頭注意処分した際に作成した文書（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、東京高等裁判所長官（以下「原判断庁」という。）が、本件開示申出文書は作成又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの本件開示申出文書についての裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、原判断庁が平成28年8月2日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

- 1 特定の裁判官のツイッターには、「俺の処分の時に作られた膨大な資料は廃棄されずに保存されているだろうか」、「俺の処分の時に作成された膨大な資料は、公文書だから、安易に廃棄されていなければ、今後も保管され続けます。」などと書いてあるから、東京高等裁判所が本件開示申出文書を作成していたことは明らかである。
- 2 本件開示申出文書は、口頭注意処分した「際に」作成した文書であって、口頭注意の「意思決定に関して」作成した文書に限られるわけではない。また、口頭注意の意思決定に関する文書が存在しないこと自体も信用できない。

#### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

最高裁判所事務総長の説明は、理由説明書によれば、以下のとおりである。

##### 1 最高裁判所の考え方

原判断においては、本件開示申出文書は作成又は取得していないとして不開示としたが、当該判断は相当である。

##### 2 理由

東京高等裁判所は、特定の裁判官に対し、平成28年6月21日付けで下級裁判所事務処理規則21条に基づく口頭注意（以下「本件注意」という。）を実施し、その旨を公表しているところ、本件開示申出文書は、本件注意に係る意思決定に関する文書と考えられる。

東京高等裁判所では、本件注意の意思決定に関して、作成し、又は取得した文書はないとのことであり、申出内容に対応する文書が存在しない以上、原判断は相当である。

#### 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成28年12月14日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同月19日 審議
- ④ 同月20日 苦情申出人から意見書及び資料を收受
- ⑤ 平成29年3月13日 最高裁判所の職員（事務総局人事局調査課長）から口頭説明聴取及び審議
- ⑥ 同年4月21日 審議

#### 第6 委員会の判断の理由

##### 1 本件開示申出について

本件開示申出は、本件開示申出文書の開示を求めるものであり、最高裁判所事務総長の説明によれば、原判断庁は、本件開示申出文書を本件注意に係る意

思決定に関する文書と特定したものである。本件開示申出文書が、本件注意をした際に作成された文書であることからすると、本件注意のとき又は本件注意に供するために作成した文書と解するのが相当であるから、上記特定は妥当である。

## 2 本件開示申出文書の存否について

最高裁判所事務総長は、東京高等裁判所において、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないと説明するから、その合理性について検討する。

(1) 本件注意は、下級裁判所事務処理規則 21 条に基づくものであるところ、同条は、「高等裁判所長官（略）は、所属の裁判所の監督に服する裁判所職員に対し、事務の取扱及び行状について注意を与えることができる。」と規定している。

上記の最高裁判所事務総長の説明及び口頭説明の結果を踏まえるならば、下級裁判所事務処理規則 21 条に基づく注意は、事務の取扱いや行状についての改善を目的として行うものであって、懲戒処分のような制裁的な効果を伴わない措置であると解される。そして、同条によれば、その主体は、高等裁判所においては、高等裁判所長官とされており、専ら高等裁判所長官の責任において、注意の要否やその態様等を決することが予定されている。

また、下級裁判所事務処理規則 21 条には、注意の方法等についての規定はなく、他に、注意の方法や文書の作成の要否等に関する定めも見当たらない。

そうすると、高等裁判所長官が下級裁判所事務処理規則 21 条に基づく口頭注意に係る意思決定を行うに際し、文書の作成が必ず求められるものではないものと認められる。

(2) そして、本件注意は、憲法及び裁判所法により身分が保障された裁判官に対するものであることや、当該裁判官の特定の行状に関してその改善を求める内容のものであって、当該裁判官個人の私的な事柄に関するものであるこ

と等を考慮すると、本件注意の意思決定の過程において文書が作成されなかったとしても、不合理とはいえず、他に本件開示申出文書が存在することをうかがわせる事情はない。

したがって、東京高等裁判所において、本件開示申出文書を作成し、又は取得していないとする最高裁判所事務総長の説明は、合理的であり、東京高等裁判所において、これを保有していないものと認められる。

- 3 以上のとおりであるから、本件開示申出文書を作成し、又は取得していないとして不開示とした原判断については、東京高等裁判所においてこれを保有していないと認められるので、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長                    高   橋                    滋

委                    員                    久   保                    潔

委                    員                    門   口   正                    人